

(平成22年2月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から同年9月までの期間及び49年1月から50年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年5月から同年9月まで
② 昭和49年1月から50年6月まで

私は、結婚後も国民年金に任意加入し、国民年金保険料をすべて納付していたはずであるにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月及び18か月と短期間である上、申立期間に近接する、昭和47年6月から同年8月までの期間及び48年10月から同年12月までの期間について、オンライン記録により、平成20年9月17日に、申立人の記録が未納から納付済みに訂正されたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間については、任意加入期間を含め、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成16年3月は30万円、同年4月から17年8月までは34万円、同年9月から18年3月までは32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月1日から18年4月1日まで
ねんきん定期便が送られてきて、A社の被保険者期間の標準報酬月額について、「給与の金額は実際とは違う金額に引き下げて訂正されている可能性がある。」と記入されていた。定期便に記載されていた保険料納付額も、給与明細の保険料控除額に比べて少額なので、記録が改ざんされたとしか考えられない。

標準報酬月額の記録を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する平成16年3月は30万円、同年4月から17年8月までは34万円、同年9月から18年3月までは32万円と記録されていたところ、18年3月31日付けで、16年3月1日にさかのぼって9万8,000円に引き下げられている。

また、オンライン記録によると、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者資格を有していた同僚8人についても、同日付けで標準報酬月額の減額訂正処理が行われていることが確認できる上、滞納処分票によると、当該事業所は、申立期間において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、上記訂正期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成16年3月は30万円、同年4月から17年8月までは34万円、同年9月から18年3月までは32万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年1月15日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を44年7月から同年9月までは2万6,000円、同年10月から同年12月までは3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月1日から同年10月1日まで
② 昭和44年7月26日から45年1月15日まで
③ 平成16年11月26日から17年6月5日まで

申立期間①及び②については、昭和43年4月、A社に入社してから、出向正社員としてB社C部D課に45年1月まで勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたはずなのに、43年10月から44年6月までの記録しかないのは納得できない。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

申立期間③については、E社のF工場に平成16年11月末から17年6月まで勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたはずなのに、厚生年金保険被保険者となっていないのは納得できない。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、雇用保険の記録により、申立人がA社に昭和45年1月14日まで継続して勤務（B社に出向）していたことが認められる。

また、申立期間②当時、B社へ出向していたA社の社員を統括する立場にあった者は、「雇用保険に加入していれば、当然に厚生年金保険の被保険者資格を取得していたはずである。」と証言している。

さらに、申立期間②当時、B社に出向していたA社の複数の元同僚は、「退職するまで厚生年金保険の記録が継続していた。」と証言しており、オンライン記録によると、当該複数の元同僚は、いずれも退職したとする月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、同僚の記録及び昭和44年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、同年7月から同年9月までは2万6,000円、同年10月から同年12月までは3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に廃業し、事業主も既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、元同僚の証言により、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定するまでの具体的な証言は得られない。

また、申立期間①当時、厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の元同僚は、「入社日と被保険者資格取得日が相違しており、健康保険証は資格取得したころ受領した。」と証言していることから、当該事業所は、入社後すぐに厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行わなかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所は既に廃業し、事業主は死亡しており、申立人の勤務実態及び勤務期間について証言を得ることができない上、このほか、申立期間①について事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間③については、E社から提出された労働契約書及び雇用保険の記録により、申立人が申立期間③のうち、平成16年12月6日から17年6月5日までの期間に当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、当該事業所から提出された賃金台帳及び申立人から提出された平成16年分の源泉徴収票により、申立期間③については、申立人の給与から

厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、オンライン記録では、申立人は、申立期間③が国民年金未納期間となっており、平成 17 年 3 月からは半額申請免除の未納期間であることが確認できるとともに、G 市から提出された国民健康保険加入期間証明書では、申立人は、申立期間③に国民健康保険に加入していることが確認できる。

さらに、当該事業所のオンライン記録では、申立期間③前後の被保険者整理番号は連番で欠番が無く、申立人の氏名は確認できない上、このほか、申立期間③について事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成12年6月から同年9月までは59万円、同年10月から13年3月までは62万円、同年4月から同年11月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年6月1日から13年12月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、平成12年6月から13年11月までの期間については、標準報酬月額が9万8,000円と記録されている。しかし、実際の給与は、50万円以上であり、厚生年金保険料も高い額の標準報酬月額に見合う金額が控除されていたので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成12年6月から同年9月までは59万円、同年10月から13年3月までは62万円、同年4月から同年11月までは59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（13年12月31日）の後の14年1月10日付けで、12年6月にさかのぼって9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所が税務事務等を委託していた会計事務所から提出された賃金台帳により、申立人が申立期間において、訂正前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時、当該事業所において取締役の立場であった申立人は、「標準報酬月額に係る処理など会社の社会保険事務に直接関与していたが、自分は事業主の指示どおりに社会保険事務を行っていた。」と証言している上、申立人は申立期間において雇用保険に加入していることが確認できる。

加えて、元取締役、上記会計事務所の所長及び当該会計事務所の担当者は、「申立人は、社会保険事務に直接関与していた取締役であったが、最終的な権限を有していたのは事業主であり、申立人は、事業主の指示に従って実務を行う立場であった。」と証言していることから、申立人は、当該事業所における社会保険事務に係る実質的な権限を有していなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成12年6月から同年9月までは59万円、同年10月から13年3月までは62万円、同年4月から同年11月までは59万円に訂正することが必要と認められる。

長野国民年金 事案 667

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から46年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から46年10月まで

昭和37年1月に退職した際、退職金等約30万円を父が行っていた事業に融通し、私もその事業に従事し始めた。父の事業所が46年11月に厚生年金保険の適用事業所になるまで、私たち兄弟の国民年金については、父がすべて管理してくれていた。申立期間について、兄が納付済みとなっているにもかかわらず、事業資金を融通した私が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について、兄が納付済みとなっているにもかかわらず、事業資金を融通した私が未加入なはずはない。」と主張しているが、オンライン記録により、申立人の母親及び兄については、国民年金手帳記号番号が連番で払い出されていることが確認できるものの、申立人については、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとするその父親は既に他界している上、申立人は当該加入手続及び保険料納付に直接関与していなかったことから、加入及び納付状況が不明である。

さらに、申立人は、「私たち兄弟の国民年金については、父がすべて管理してくれていた。」と主張しているが、オンライン記録により、申立人の妹（長女）及び弟（三男、四男及び五男）は、いずれも20歳の時点で国民年金に未加入であることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から同年7月まで

昭和51年4月の会社退職後、市役所支所で国民健康保険の加入を行った際、支所職員に、「国民健康保険と国民年金はセットで加入することになっている。」と言われたので、後日、社会保険事務所（当時）で国民年金の加入を行ったにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の主張するとおり、申立人の居住する市においては、国民健康保険と国民年金について、セットで加入するよう推進していた事実は確認できるが、申立人については、申立期間当時、国民健康保険に加入していた事実が確認できない。

また、申立人は、「市役所支所で国民健康保険の加入手続きを行い、後日、社会保険事務所で国民年金の加入手続きを行った。」と主張しているが、国民年金の加入手続きは、国民健康保険と同様に市町村役場で行うものであり、社会保険事務所で行うものではない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年2月3日から同年10月31日まで
昭和31年12月から、32年秋にA社に勤務する直前までは、B社に在職しており、同社での厚生年金保険被保険者期間が2か月しかないということは納得できないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該元同僚からは、具体的な在職期間について証言を得ることができなかった上、当該事業所は昭和45年8月1日に全喪しているところ、当時の事業主は死亡しているため証言を得ることができず、申立期間当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）の所在も不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態は不明である。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が当該事業所において被保険者資格を喪失した日（昭和32年2月3日）以降に申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月 5 日から同年 3 月 26 日まで

A社に勤務していた期間のうち、同事業所が新規適用となった昭和 47 年 1 月 5 日から全喪となる同年 3 月 26 日までの期間について、当時同じ職務に従事していた元同僚に厚生年金保険の被保険者資格期間があるにもかかわらず、私の加入記録が無いことは納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚からの書簡及び証言により、申立人はA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該元同僚を含む元同僚からは、申立人の具体的な在職期間について証言を得ることができなかつた上、当該事業所は昭和 47 年 3 月 26 日に全喪しているところ、元事業主は所在不明のため証言を得ることができず、申立期間当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）についても所在不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態は不明である。

また、雇用保険の加入記録における申立人の離職日は、当該事業所の厚生年金保険新規適用日（昭和 47 年 1 月 5 日）前の、46 年 7 月 10 日とされている。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間前後において健康保険の整理番号は連番で欠番は無く、申立人の氏名は記載されていない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 11 月 29 日から 60 年 10 月 1 日まで
昭和 54 年 7 月にA社を設立して代表取締役就任し、平成 5 年 12 月に退任するまで継続して厚生年金保険に加入し、保険料を支払っていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿によると、A社は、昭和 54 年 6 月 7 日に設立され、申立人が代表取締役に就任、その後 59 年 9 月 21 日にB社へ商号変更し申立人が取締役を辞任したこと、及び同年 10 月 31 日に別法人としてA社が設立され、申立人が代表取締役に就任したことが確認できる。

また、厚生年金保険事業所記録及び被保険者記録により、当初設立されたA社は、昭和 54 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、申立人は同日に被保険者資格を取得、その後 59 年 9 月 21 日に、当該事業所はB社に事業所名称及び事業所記号が変更され、同年 11 月 29 日に申立人は被保険者資格を喪失したこと、及び 59 年 10 月 31 日に設立したA社は、60 年 10 月 1 日に新規適用事業所になり、申立人は同日に被保険者資格を取得したことが確認できる。

なお、申立人及び元同僚等の説明により、昭和 59 年 10 月 31 日に設立されたA社は、設立時に従業員数が5名に満たなかったことから、当時の厚生年金保険の適用事業所要件に該当せず、後に従業員数が5名に達したため、60 年 10 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所になったものと推測できる。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は申立期間において、昭和 59 年 11 月 29 日に被保険者資格を喪失したB社におけ

る健康保険の任意継続被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。